

和泉市制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和泉市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び同令第167条の5の2に規定する、入札に参加する者に必要な資格を定めた制限付一般競争入札制度（以下「本制度」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本制度の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる建設工事のうちから、和泉市制限付一般競争入札審査会（以下「審査会」という。）が選定するものとする。ただし、この金額に満たないものであっても、その内容により本制度の対象とすることがある。

- (1) 土木一式、建築一式及び土木積算に基づく管工事については、設計金額が1億5,000万円以上のもの
- (2) 電気、建築積算に基づく管、造園及び舗装工事の場合については、設計金額が9,000万円以上のもの
- (3) 建設業法別表第一の上欄に掲げる工種で、前2号以外の工種の場合については、設計金額が5,000万円以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、制限付一般競争入札によらないことができる。

- (1) 入札不調または中止となった工事で、当該工事の入札不調または中止となった日から起算して3か月以内に契約又は仮契約の締結を要する場合
- (2) 解体を主とする工事において、次に掲げる要件のすべてを満たす場合
 - ア 構造物の解体・除却を主として行う工事であって、他の特殊技術を必要としない工事であること。
 - イ 解体工事の目的・同一性を失わしめない程度の附帯工事（他工種類）に係る設計金額が、設計金額の総額の2割を超えていないこと。
 - ウ 市内・準市内業者のみでも十分な競争性が確保されること。

3 前項第1号に規定する工事の発注方式は、指名競争入札又は随意契約とし、入札参加資格及び指名業者は和泉市建設工事請負業者指名委員会が審査するものとする。

(審査会)

第3条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対象工事の選定に関すること。
- (2) 対象工事の入札参加資格に関すること。
- (3) 入札参加申請者の審査に関すること。
- (4) 入札参加資格が無いと認めた者からの理由の説明への対応

- (5) 前各号に掲げるもののほか、本制度について必要と認める事項
- 2 審査会の委員は、和泉市建設工事請負業者指名委員会の委員をもって充てる。
- 3 審査会の運営は、和泉市建設工事請負業者指名委員会規則（昭和 50 年和泉市規則第 20 号）の例による。

（入札参加資格）

第 4 条 本制度に係る入札参加資格は、対象工事ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 本市建設工事指名業者台帳に登載の有無
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条に規定する特定建設業の許可又は同法第 3 条に規定する一般建設業の許可
- (3) 建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する経営事項審査結果の総合評定値（以下「経審点」という。）。ただし、次のいずれかの者については、市内及び準市内業者の受注機会の拡大を目的とした地域要件として、入札参加資格としての経審点の下限を定めないものとする。
- ア 対象工事の業種が土木一式、建築一式、電気、管、造園又は舗装工事（以下「6 業種」という。）のいずれかの場合、和泉市建設工事業者格付要綱（平成 18 年 5 月 23 日制定）別表 3 に規定する等級の内、対象工事の業種に対応する等級において最も高い等級を有する市内及び準市内業者
- イ 対象工事の業種が 6 業種以外の場合、対象工事の業種を第 1 希望又は第 2 希望として登録している市内及び準市内業者
- (4) 対象工事と同種同規模工事の施工実績。ただし、原則として、過去 15 年間に完了したものに限る。
- (5) 対象工事に配置を予定する監理技術者、主任技術者及び現場代理人
- (6) 対象工事における市内業者の下請活用（市外業者の場合）。ただし、工事内容等により市内業者の活用が見込めない場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、対象工事について必要と認める事項
- （地域要件）

第 5 条 対象工事の入札参加資格について、下記の要件をすべて満たす場合、入札の参加者を市内及び準市内業者のみとする地域要件を定めるものとする。

- (1) 設計金額が 5 億円未満であること
- (2) 施工において特殊な工法等を用いないものであること
- (3) 和泉市建設工事業者格付要綱第 4 条第 1 項第 3 号に規定する格付において、当該業種での等級が A 等級であり、かつ、特定建設業（工種が土木一式による水道管、下水道管工事及び土木積算に基づく管の場合は特定建設業または一般建設業）の許可を有するものが 20 者以上であること。

（準市内業者の受注制限）

第6条 前条に規定する地域要件を定めた工事について、準市内業者の年間受注件数（6月1日から翌年5月31日まで）は、各工種につき1件までとする。

（公告）

第7条 本制度を実施するときは、入札参加の申出期間の5日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、その期日を3日までに短縮することができる。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す場所及び期間
- (4) 入札の場所及び期間
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の効力に関する事項
- (7) 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により低入札価格調査制度の対象とした場合には、その旨又は同施行令同条第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、その旨
- (8) 契約書作成の要否
- (9) 提出させるべき書類
- (10) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決があったときに本契約が成立する旨
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札について必要な事項
（入札参加の申請等の手続き）

第8条 入札に参加しようとする者は、公告で定める申請日（以下「申請日」という。）までに和泉市制限付一般競争入札参加申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、入札参加を認めなかった申請者への通知には、その理由を付するものとする。

（入札に参加できない者）

第9条 次に掲げる者は対象工事の入札に参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 申請日から入札の日までの間において、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年4月28日制定）に基づく指名停止を受けている者
- (3) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者
- (4) 行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であると認められる者
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者及びこれに準ずる

者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当と認められる者及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日制定）に基づく入札等除外者

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、和泉市入札参加有資格業者の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受け、かつ、和泉市入札参加有資格業者の再認定がなされた者を除く。）
- (7) 貸金支払に関する労働者からの通報があり、当該状態が継続しているなど、請負者として不適当と認められる者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、審査会において不適当と認めた者

附 則（平成10年10月21日制定）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月28日制定）

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日制定）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月14日制定）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成30年9月3日制定）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和3年3月3日制定）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月2日制定）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和4年2月17日制定）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、この訓令の施行後2年を経過した場合において、制限付一般競争入札に

より対象工事を落札した市外業者による市内業者の下請活用の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和４年５月１９日制定）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和４年９月８日制定）

この訓令は、令達の日から施行する。ただし、第６条は令和６年６月１日から適用する。

附 則（令和５年１０月１８日制定）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和７年９月１日制定）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和８年３月１２日制定）

１ この訓令は、令和８年６月１日から施行する。

２ この訓令による改正後の和泉市制限付一般競争入札実施要綱の規定は、令和８年６月１日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則（令和８年 ５月２２日制定）

この訓令は、令和８年６月１日から施行する。



受付印

受付時間（ : ）

様式第 1 号

和泉市制限付一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

和泉市長 あて

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

この度、和泉市発注の下記工事における制限付一般競争入札に参加したく、下記書類を添えて申請いたします。

なお、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

工事名称

工事場所

添付書類（詳細は申請時提出書類一覧に記載）